

## 生駒市公平委員会規則第2号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

### 職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年4月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条又は第6条の規定による採用は、改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4の規定による採用とみなして、この規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第2号の規定を適用する。